

第 1 版



第 2 層協議体事例集



令和3年3月
宇都宮市

〔目 次〕

第2層協議体事例集作成の背景	1
石井地区	2
泉が丘地区	12
今泉地区	14
河内地区	16
清原地区	22
国本地区	24
五代若松原地区	26
桜地区	28
城山地区	30
姿川（北部）地区	36
姿川（南部）地区	38
雀宮地区	40
宝木地区	46
西地区	68
西原地区	72
東地区	74
平石地区	76
瑞穂野地区	80
緑が丘地区	86
宮の原地区	88
御幸ヶ原地区	90
明保地区	94
築瀬地区	98
陽光地区	102
陽東地区	108
陽南地区	112
横川地区	116

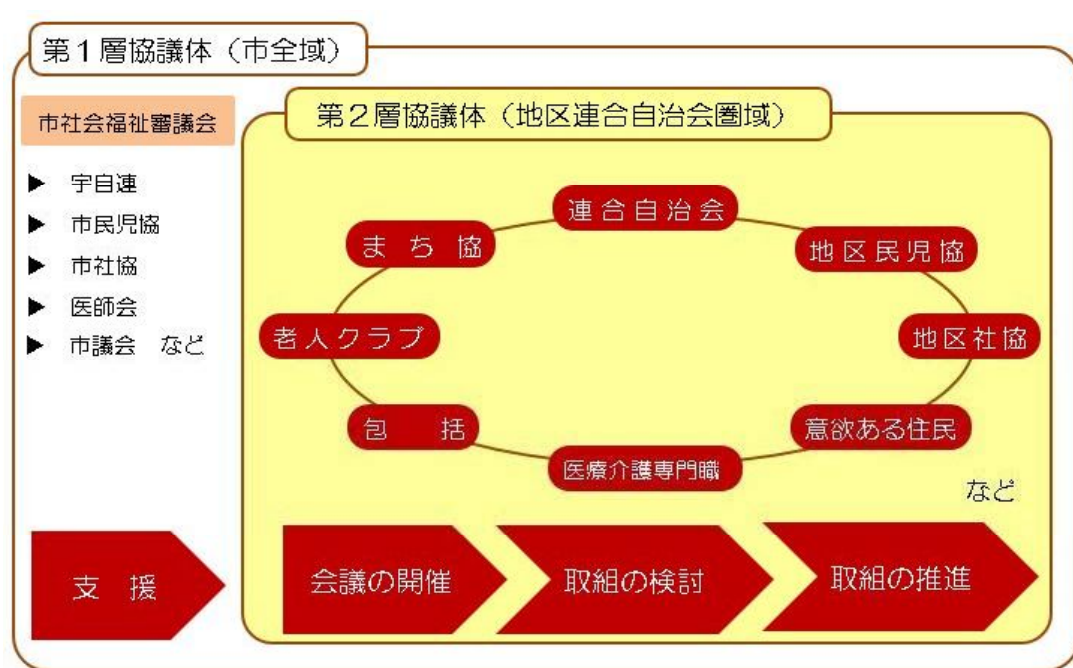
第2層協議体事例集作成の背景

少子・超高齢化が進む中、宇都宮市では、高齢者一人一人がいきいきと安心して地域で暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を目指して、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者の身体状況などに応じたサービスや支援を包括的に確保する体制であり、医療や介護などの専門的なサービスの体制整備に加えて、市民一人一人による介護予防（健康づくり）や、身近な地域での生活支援（地域支え合い）活動などが欠かせません。

こうした中、地区連合自治会圏域に設置された第2層協議体では、地域のまちづくりや福祉の団体などが参画し、地域における見守りや支え合い、居場所づくりなど、地域の高齢者を支えるために「地域でできること」について検討が進められています。

【協議体の概要】



この事例集は、コロナ禍においても、各地区間の情報共有の機会を確保する観点から、それぞれの地域における取組がより一層充実したものになるよう、各第2層協議体の具体的な取組事例をまとめました。

※ 留意事項

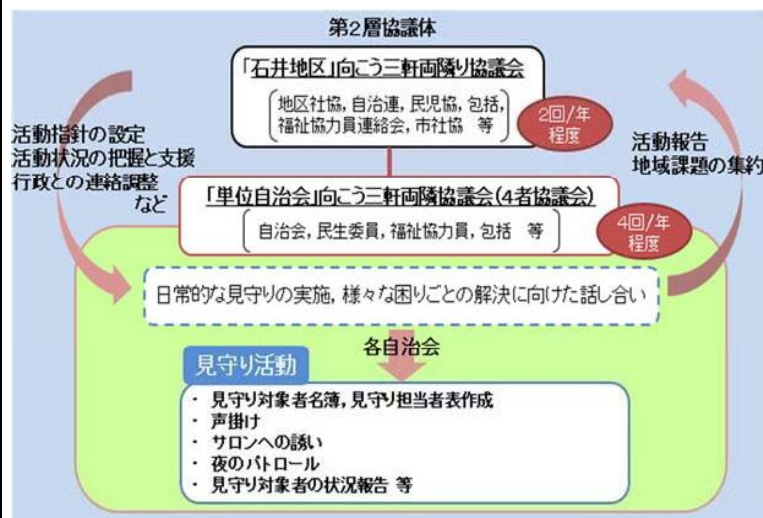
- ・ この事例集は、令和3年2月時点における状況をまとめています。
- ・ 会則やチラシ等の参考資料については、その作成当時のものであり、現時点の状況とは異なる場合があります。

石井地区					
I 協議体の概要					
名 称		石井地区向こう三軒両隣り協議会			
設置年月日		平成30年7月27日	開催頻度		2回／年（全体会） 4回／年（単位自治会）
構成団体（◎：事務局）					
○	自治会連合会		まちづくり協議会	○	民生委員児童委員協議会 ◎ 地区社会福祉協議会
○	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会		健康づくり推進委員会 第2層生活支援コーディネーター
○	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	○	その他（婦人会、市、市社協、警察、消防）
設置方式					
新規設置		☐ 既存会議活用 （石井地区向こう三軒両隣り協議会） ☐ ※見守り活動を中心に活動する単位自治会4者会議 （自治会、民生委員、福祉協力員、地域包括支援センター）や高齢者の支援を協議する会議			地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無			☒ 有 ・ 無		
設置までの経緯					
時 期		内 容			
平成25年～		「単位自治会向こう三軒両隣協議会」（自治会、民生委員、福祉協力員、地域包括支援センターの4者会議）が順次発足			
平成29年 6月		4者会議や高齢者支援を目的に「石井地区向こう三軒両隣協議会」が発足			
9月		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ、婦人会、包括等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図るとともに、第2層協議体の必要性について検討を行った。			
平成30年 2月		石井地区向こう三軒両隣協議会（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、包括等） → 第2層協議体の役割について共通認識を図った。			
7月		拡大地域ケア会議 （メンバー：地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ、婦人会、小学校、消防署、警察署、ケアマネ、訪問看護師等） → 「石井地区向こう三軒両隣協議会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。			
〃		第2層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）					
地域情報の共有、課題やニーズの把握について			・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会、福祉協力員連絡会、民児協、その他地域団体からの活動情報提供		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）			・ 単位自治会見守り活動の充実に向けた検討 ・ 高齢者支援活動に向けた取り組みと検討 ・ 生活支援ボランティアの取組として、有償ボランティア「あったか」の設立と実施に向けた検討		

II 取組事例

【見守り活動の充実に向けた検討，組織体制】

見守り活動や高齢者支援活動，地域課題について話し合いを行う「向こう三軒両隣り協議会」を石井地区全体と単位自治会の二層に分け設置し，それぞれを連携させることで見守り活動の更なる充実を図っている。【「石井地区向こう三軒両隣り協議会」組織体制】



見守り活動を行う
東峰町自治会の皆さん

効果（検討中の場合は，期待する効果）

各単位自治会高齢者の現状や課題を集約し，適切なサポートを行うことで，地域ぐるみの見守り体制の強化に繋がった。

【石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）の設置】

有償ボランティアの設置に向けた検討を行い，要領の作成のほか，担い手の募集，担い手及び利用者向け手引きの作成などを行った。

経 緯： 令和元年12月 「石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）」

設置運営要領（案）作成

令和2年 3月 担い手（サポーター）の募集

⇒ 福祉協力員を中心とした地域住民40名超が集まった。

対 象： 要支援レベル以上の65歳以上一人暮らし高齢者，75歳以上二人暮らし高齢者，80・50歳親子二人暮らし家庭等（※登録制）

※利用会員登録受付窓口・・・地域包括支援センター

サービス内容： 話し相手，散歩 → 無料

買い物，電球の取り換え等作業が伴うもの → 250円

回覧 石井地区向こう三軒両隣り協力隊

“通称：あったか”

サポーター大募集！！

支援を必要とする高齢者のちょっとした困りごとのお手伝いをします。少しの時間を、地域の支え合いに役立ててみませんか！

【活動内容】
 (1) 話し相手 (2) 簡単な食料の買い出し (3) 電球の取り換え
 (4) 車の簡単な点検 (5) 散歩
 サポート登録出来る方
 ○成人された人（サポートできる元気な高齢者の方も、大歓迎！）
 ○午前9時から午後5時までの2時間（原則）活動できる人
 （休日は・年末年始12/28～1/3まで・お盆8/13～16は休業）

活動について
 ○ご自分の都合の良い日に、やれることを選んで活動します。
 ○協議会より謝礼として2時間250円が支払われます。

効果（検討中の場合は，期待する効果）

高齢者等（要支援レベル以上）の日常生活における困りごとに対する支援を行うことにより，地域住民のお互い様の精神を広め，地域の繋がりを深めることができる。

III 協議体を設置して，良かったこと

協議体での情報共有等を通じて，各地域団体間の連携強化に繋がったほか，地区全体の方針について意見交換を行うことにより，具体的な取組に向けた検討を進めることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 見守り活動等地域福祉活動について，更なる充実のための検討や支援を引き続き行っていく。
- ・ 高齢者生活支援の在り方や充実に向けた検討を行っていく。
- ・ 生活支援ボランティア（あったか）サポーターのための研修を行い，活動の実施に向け準備を進めていく。

石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱

(名称・事務所)

第1条 本協議会は、石井地区向こう三軒両隣り協議会と称する。事務所を宇都宮市石井町1213番地宇都宮市石井地域コミュニティセンター内に置く。

(目 的)

第2条 本協議会は、石井地区の単位自治会に設置される向こう三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。別紙4者会議設置要領）の向こう三軒両隣りの見守り等地域福祉活動（以下「見守り等地域福祉活動」という。）をサポートし、石井地区全体の見守り等地域福祉活動の円滑な運営を図るとともに、石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。別紙あったか設置要領）を運営し、地域に生活する高齢者が住み慣れた地域で生涯が全うできるよう地域住民の支え合い助け合いを支援していくことを目的とする。

(活 動)

第3条 本協議会は次の活動を行う。

- (1) 4者会議の活動状況の把握
- (2) 4者会議に係る必要行政情報の取得と提供
- (3) 4者会議への支援、相談受付
- (4) 4者会議緊急案件等に係る関係行政機関等との連絡調整
- (5) あったかの運営
- (6) 4者会議及びあったか運営に必要な研修の実施
- (7) その他目的達成のために必要な活動

(関係行政機関等)

第4条 4者会議の緊急案件等に係る関係行政機関等は、宇都宮市保健福祉部、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市平石地区センター保健福祉グループ、宇都宮市消防本部東消防署平石分署・築下分署、宇都宮東警察署石井町交番・平松町交番・鑑山交番等とする。

(構 成)

第5条 本協議会は、石井地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、自治会連合会（以下「自治連」という。）、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、福祉協力員連絡会（以下「福協連」という。）の正副会長、地域包括支援センター石井・陽東（以下「包括支援」という。）、石井地区老人クラブ連合会、婦人会の長及びその他の地区社協並びに福協連役員、包括支援の職員をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名

(5) 監事 2名

(6) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を処理する。

4 理事は、他の役員とともに会務の円滑な執行にあたる。

5 監事は、本会の事業の執行状況及び財務状況を監査し定例会に報告する。

6 事務局長は、本会に必要な事務を統括処理する

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は後任を補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

(役員の選出)

第9条 会長は、地区社協会長、自治連会長、民児協会長、福連協会長の互選とする。

2 副会長、会計、理事、監事、事務局長は会長が指名し両隣り協議会に報告する。

(役員の報酬)

第10条 役員には報酬を支給しない。但し、事務局員を兼ねるものについては、予算の範囲内で支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(監事による監査)

第11条 監事は、本協議会の業務の執行状況及び財務の状況を監査しなければならない。

2 監事は、監査報告書を作成して、会議において報告するものとする。

3 監事は、必要があると認めるときは、定例会において意見を述べるすることができる。

(両隣り協議会・事務局役員会)

第13条 本協議会に、両隣り協議会（以下「協議会」という。）、事務局役員会（以下「役員会」という。）を置く。

2 協議会は少なくとも年一回、役員会は必要に応じて開催するものとする。

3 協議会、役員会は、会長が招集し議長を務める。

4 協議会は、第5条の構成員で組織し、事業報告、決算報告、会計監査報告、事業計画案、予算案、役員改正案、会則改正案、その他本会に必要な事項について審議する。

5 役員会は、第5条の地区社協及び福協連役員並びに包括支援の職員で組織し、協議会への議案、執行、その他必要な事項について審議する。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営費用)

第14条 本協議会の運営費用は、宇都宮市、宇都宮市社会福祉協議会、石井地区社会福祉協議会の補助金をもって充て、予算の範囲内で支出するものとする。

(補助金の支出)

第15条 4者会議、あったかに対し、必要な活動資金を予算の範囲内で支出する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、第1条の事務所内に置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置く。

3 事務局長、事務局員は、石井社協及び福連協役員等並びに包括支援職員をもって構成する。

4 事務局長は事務局を統括し、事務局員と共に会に必要な事務を行う

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

この要綱は、令和元年12月5日に一部改正施行する。

この要綱は、令和2年2月21日全面改正施行する。

単位自治会向こう三軒両隣り協議会(4 者会議)設置要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、高齢者が地域で生涯を全うできるようお互い様の精神で、支え合い助け合い、日常のお付き合い、地域福祉活動（※サロン、会食会、地域行事等）等を通して、見守り活動を行うことを目的とする。

2. 4 者会議の設置

設立趣旨を実現するため、単位自治会に自治会長等自治会代表、担当民生委員、自治会福祉協力員代表、包括支援センターの 4 者からなる（※高齢者や女性などの代表者が入ることなどはやぶさかでない。）4 者会議を設置する。

3. 4 者会議定期会議

本会議は、定期的に会議を開催する。

4. 4 者会議の活動

- (1) 65 歳以上の一人暮らし高齢者、75 歳以上の二人暮らし高齢者、日中一人又は二人暮らしの高齢者、キット保持者、災害時要援護者その他見守りが必要な人（※自治会未加入者も含む。）を把握する。
- (2) 4 者は、対象者を共通認識し、役割分担し、日常のお付き合い、地域福祉活動等を通して見守り活動を行う。
- (3) 必要があるときは、石井地区向こう三軒両隣り協議会、地域包括支援センター石井陽東を通し、石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱第 4 条関係行政機関等に相談する。
- (4) その他見守り活動に必要な活動を行う。

5. 4 者会議活動報告

4 者会議は、石井地区福祉協力員連絡会経由石井地区社会協議会に、活動内容を定められた月に、定められた様式をもって報告する。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 21 日から一部改正施行する。

石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）設置運営要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、石井地区の高齢者が、住み慣れた地域、家庭で元気に生涯を全うできるよう、地域住民によるお互い様の精神で、支え合い助け合い、必要とされる日常生活支援サービスを行うことを目的とする。

本地区では、現在、石井地区向こう三軒両隣り協議会、単位自治会向う三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。一自治会長等自治会役員、民生委員児童委員、福祉協力員、包括支援センターから成る。）を設立し、一人暮らし高齢者や二人暮らし高齢者等（日中一人暮らし、二人暮らし高齢者等も含む。）の現状を把握共有し、見守り活動を行っている。この見守り活動に加え、石井地区向こう三軒両隣り協力隊を設立し、より充実した高齢者への日常生活支援サービスを行っていくものである。

2. 石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。）の構成

（1）運営主体

石井地区向こう三軒両隣り協議会一宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体

（2）あったかの構成

設立趣旨に賛同する福祉協力員、民生委員児童委員、地域住民等の支援者（以下「サポーター」という。）等で構成する。

（3）事務所 石井地域コミュニティセンター内

3. 支援内容 ※当分次の5項目とする。

（1）話し相手

（2）簡単な食料の買い出し

（3）電球の玉取り換え

（4）庭の簡単な草むしり、植木はざり

（5）散歩

4. 利用対象者

（1）65歳以上の一人暮らし高齢者

（2）共に75歳以上の二人暮らし高齢者

（3）80・50歳親子二人暮らし家庭

（4）日中上記（1）（2）（3）に該当する高齢者、家庭の人

（5）上記（1）（2）（3）（4）に該当する人で、日常生活で支援を必要とする人、

かつ、宇都宮市総合事業に該当する程度の人（※介護認定を受けていなくても、チ

ェックリストで該当すると判断される程度の人)

(6) 利用対象者の募集

- ・ 65歳以上一人暮らし高齢者、共に75歳以上二人暮らし高齢者については、全員に案内する。80・50歳親子二人暮らし家庭、日中該当者については、分かる範囲で案内する。
- ・ 単位自治会4者会議にお願いする。4者会議へは趣旨を説明する。
- ・ 4者会議未設置自治会については、自治会役員、民生委員、福祉協力員にお願いする。
- ・ 介護事業所にお願いする。
- ・ 利用者対象者へのちらしを作成し、各自治会にて回覧でお知らせする。

(7) 利用会員登録

- ・ 登録受付 包括支援センター石井陽東
 - *受付時間：9：00～17：00
 - *土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）
お盆（8/13～16）は休業
- ・ 登録判定 社協正副会長 福祉連絡協正副会長 事務局長 包括センター長
- ・ 会員登録 募集に応募し登録判定を受けた者は会員登録する。
- ・ 会員登録料 無料とする。
- ・ 登録は随時行う。

5. 利用手順

(1) 利用予約受付

- *受付場所：石井コミュニティセンター
- *受付時間：9：00～17：00
- *土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）は休業

(2) 利用可能日時

- *祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）を除く日
- *原則として9：00～17：00

(3) 利用料金

- ・ 話し相手・散歩については0円。ただし2時間以内。
- ・ その他作業を伴うもの 250円（サポーター 一人につき）2時間以内
 - *サポーターが利用者宅から外部へ車を使用する場合、範囲は石井地区内に限定。
 - *利用者は、原則として同乗不可
 - *サポーターは、原則二人で行動する。やむを得ず一人の場合もある。

(4) 利用料金の支払い

- ・ 利用料金は、当日、サポーターが利用者から徴収する。
- ・ 利用者は、当日、サポーターに現金を渡しサポーター保持の記録簿にサインする。

6. サポーターの確保とグループの結成、グループ長の役割

(1) サポーターの確保

- ・福祉協力員、民生委員、地域にお願いする。
- ・4者協議会、回覧（サポーター募集のちらし）等をお願いする。

(2) グループの結成

- ・支援内容に応じグループを結成する。
- ・サポーターはグループに所属する。

(3) グループ長の役割

- ・グループにはグループ長を置く。
- ・グループ長は事務局からの依頼に応じ、サポーターに支援をお願いし派遣する。
- ・グループ長は派遣前に利用者・サポーターを確認し記録する。
- ・再依頼の場合には、サポーターはグループ長に連絡の上、依頼に応じる。合わせて、グループ長は連絡があった時は、利用者・サポーターを記録する。
- ・グループ長は年2回（10月・4月）事務局に活動状況を報告する。

(4) サポーター報告会

- ・グループ長とサポーターで、年4回利用者の活用状について情報交換する。

(5) サポーターへのお礼

- ・サポーターは支援終了当日受領した利用料金をお礼として受け取る。受取り後、グループ長に報告する。
- ・サポーターは利用料金を受領する際、記録用紙に利用者のサインを受ける。
- ・事務局からサポーターに1回250円ずつ支給する。（年4回のサポーター報告会の時）

(6) グループ長へのお礼

- ・グループ長へは別途予算の範囲内でお礼を支払う。

(7) サポーターの事故補償

- ・福祉サービス総合補償制度に加入する。

7. 運営資金 事務局

(1) 運営資金の確保

- ・利用料金を充てる。
- ・石井地区向こう三軒両隣り協議会で確保する宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体補助金を充てる。
- ・予算の範囲内で石井地区社会福祉協議会から補助金を受ける。

(2) 事務局

- ・あったか事務局運営事務は石井地区向こう三軒両隣り協議会事務局が行う。
- ・事務局従事者へは、予算の範囲内で報酬が支払われる。

附 則 この要綱は、令和元年12月5日から施行する。
この要綱は、令和2年2月21日から一部改正施行する。

泉が丘地区

I 協議体の概要

名 称		泉が丘地区福社会議			
設置年月日		令和元年 6 月 4 日	開催頻度	3 回／年	
構成団体（◎：事務局）					
○	自治会連合会	○	まちづくり協議会	○	民生委員児童委員協議会
	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会		健康づくり推進員会
○	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター		その他（ ）
設置方式					
新規設置		☐ 既存会議活用（泉が丘地区福社会議） ※ 地区社協が主催する、自治会、民生委員、福祉協力員等を中心とした、福祉のまちづくりについて検討する会議			地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無			有 ・ ☐ 無		
設置までの経緯					
時 期		内 容			
平成 2 9 年 1 0 月		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、民児協、老人クラブ、福祉協力員連絡会、市社協、包括） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図るとともに、第 2 層協議体の体制等について意見交換を行った。			
平成 3 1 年 4 月		地域ケア会議（メンバー：地区社協、民児協、老人クラブ、福祉協力員連絡会、市社協、包括） → 地域包括ケアシステムについて理解を深め、支え合い活動の進め方について検討を行った。			
令和 元年 6 月		福社会議（メンバー：自治会連合会、民児協、単位自治会、民生委員、福祉協力員、市社協、包括等） → 福社会議を第 2 層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。			
〃		第 2 層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）					
地域情報の共有、課題やニーズの把握について			・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 ・ 地域情報の共有で得た情報をもとに意見交換を行うことにより、地域の課題を把握		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）			・ 見守りや支援が必要な高齢者を把握する仕組み作り（居住者台帳の整備）を検討		

II 取組事例

【居住者台帳の整備に向けた検討】

内 容： 自治会加入・非加入に関わらず、支え合いのある地域づくりを推進するため、地区内の全ての住民を対象とし、氏名・生年月日等の基本情報に加え、かかりつけ医や災害等緊急時における支援の必要性等を記載した「居住者台帳」の整備について検討を進めている。

【「居住者台帳」のイメージ】

泉が丘地区居住者台帳

☐自治会 第 班
☐自治会未加入

居住 年

記入欄には差し支えない範囲で項目を記入してください。
記入後は各班の班長さんを通じて自治会長までお届け下さい。
枚数が不足の場合は複数枚使用してください。

住 所 宇都宮市 自治会

自治会名

班長 氏名

電話番号

1 氏 名	2 生年月日 男・女・年・月・日	3 性別 男女	4 続柄	5 勤務先 学校等	6 緊急時の連絡 要○不要×	7 住居の人の数 家族以外は○ 家族は×	8 備考

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 自治会加入・非加入に関わらず、居住状況の把握や支援が必要な方の把握に役立つ。
- ・ 緊急時の際、事前に情報が整備されていることにより、適切に対応できるようになることが考えられ、安心して生活を送ることができる地域づくりに繋がる。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

居住者台帳の作成に係る検討を通して、地域の高齢者に対する事前の情報収集の重要性を再認識でき、各団体間の連携強化に繋がっている。

IV 今後の方向性

- ・ 居住者台帳を作成し、地域の高齢者の現状把握を行う。
- ・ 高齢者を支える地域づくりに向けた意見交換を行うほか、地域ケア会議と連携しながら、地域の高齢者のニーズや課題を把握し、解決策を検討していく。

今泉地区				
I 協議体の概要				
名 称		今泉地区協議体		
設置年月日		平成30年7月21日	開催頻度	3回／年
構成団体（◎：事務局）				
○	自治会連合会	○	まちづくり協議会	○
○	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会	◎
○	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	◎
○	民生委員児童委員協議会	○	健康づくり推進委員会	◎
○	地区社会福祉協議会	○	第2層生活支援コーディネーター	◎
○	その他（ ）			
設置方式				
○	新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無		
設置までの経緯				
時 期		内 容		
平成29年12月		勉強会①（参加者：単位自治会長，民生委員，福祉協力員 約50名） → 地域包括ケアシステムについての共通認識を図り，グループワークを行った。		
		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，地区社協，民児協，市社協，包括） → 勉強会①の振り返りを行い，第2層協議体設置について検討		
平成30年 6月		勉強会②（参加者：単位自治会，民生委員，福祉協力員，介護事業所等 約35名） → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図り，地域支え合い活動に向けた今後の進め方について検討を行った。		
7月		勉強会③（参加者：勉強会②と同様） → 地域支え合いについてワークショップを行い，地域課題の抽出を行った。		
〃		勉強会④（参加者：勉強会②③と同様） → 勉強会②③の振り返りを行い，第2層協議体設置について合意形成を図った。		
〃		第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）				
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 ・ アンケート調査を実施		
支え合い活動について（見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		・ 単位自治会において見守り活動を組織化 ・ 「見守り活動会議」の開催		
その他		・ 単位自治会ごとの勉強会の開催 ・ AED設置箇所の調査及び周知 ・ チラシや声掛けによる周知活動		

II 取組事例

【アンケート調査の実施（今泉東自治会）】

経 緯：

平成31年3月 単位自治会ごとの会議の設置について合意形成
各単位自治会における支え合い活動の検討
令和元年6月 各単位自治会において勉強会開催
令和元年8月 今泉東自治会においてアンケート調査実施

対 象： 今泉東地区の75歳以上の高齢者

方 法： 自治会、民生委員、福祉協力員で協力し、個別訪問を行った。また、敬老会の招待状やサロンの案内を併せて配付した。

内 容： 日常生活の困りごと、支援できる内容等を把握するもの

【助け合い】 アンケート

問1 ご家族の構成についてお伺いします
1 一人暮らし 2 二人暮らし 3 日中一人暮らし 4 その他

問2 日常生活で困っていることがありますか
1 ある（問3へ進める） 2 ない（問4へ進める）

問3 問2であると答えた方へ下表の当てはまるところへ○をつけてください
（複数回答も可能です）

1 日課のゴミ出し
2 家の掃除・片付け
3 買い物
4 食事の準備
5 掃除作業
6 電球交換等電気器具の取り付け
7 話し相手
8 外出の付き添い
9 洗濯
10 その他

問4 問2でないと答えた方で支援していただけたことがありましたら下表の当てはまるところへ○をつけてください
（複数回答も可能です）

1 日課のゴミ出し
2 家の掃除・片付け
3 買い物
4 食事の準備
5 掃除作業
6 電球交換等電気器具の取り付け
7 話し相手
8 外出の付き添い
9 洗濯
10 その他

お名前 _____ 住所 _____
本人の電話番号 _____

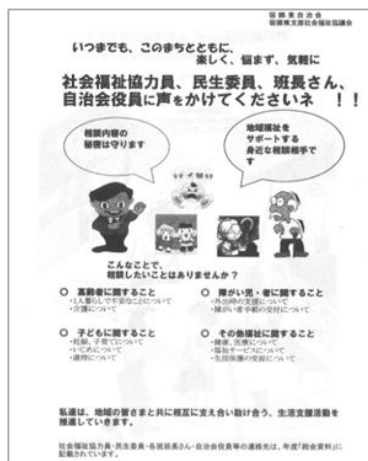
効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 個別訪問による配付・回収により、多くの高齢者の方から情報を得ることができた。
- ・ 困りごとについての現状を把握できたことにより、生活支援サービス等、具体的な取組についての検討に繋げることができた。

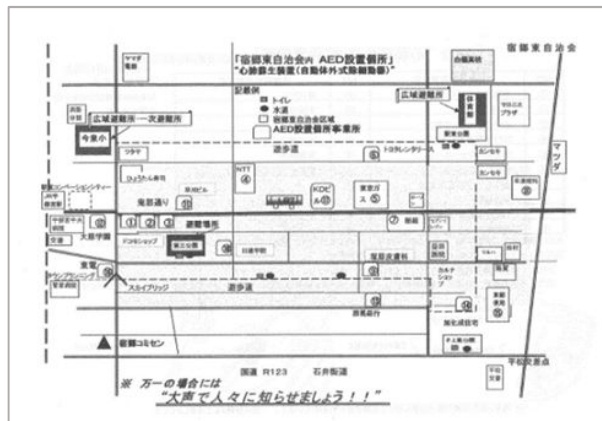
【チラシ、AEDマップの作成（宿郷東自治会）】

自治会における支え合いの取組や相談先などをまとめたチラシや、自治会圏内のAED設置箇所等を「見える化」したマップを回覧し、周知活動を行った。

【自治会の相談先】



【AEDの設置箇所を「見える化」】



III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 単位自治会ごとに会議を設置することにより、地区内の実情に沿った支え合い活動の検討を進めることができた。
- ・ 地区全体で情報共有することにより、人材や資源の情報を集約し、活用方法等について検討することができた。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート結果を活用し、ボランティア活動の検討を行っていく。
- ・ 見守り活動の充実に向け、引き続き検討していく。
- ・ サロン等、地域資源の活用に向け、周知活動について検討を行っていく。

河内地区			
I 協議体の概要			
会議名		ふれ愛 支えあう かわち	
設置年月日		令和2年10月16日	開催頻度 12回/年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（高齢者福祉施設，障がい者福祉施設）	
設置方式			
新規設置	☐ 既存会議活用（河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会） ☒ ※ 「河内地区福祉のまちづくり計画」に基づき，福祉のまちづくりを推進する組織		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		☒ 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年 4月	河内地区福祉のまちづくり部会 （メンバー：自治会連合会，民児協，地区社協，老人クラブ，福祉協力員） → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図り，地域課題の検討を行った。		
平成29年 7月	第1回策定委員会 → 計画策定に向けた住民座談会について検討を行った。		
8月	計画策定に向けた住民座談会（参加者：地域住民86名） → 「近所付き合いを通じた地域の“支え合い”“助け合い”「河内の良さと課題」について意見交換を行った。		
平成31年 3月	福祉のまちづくり計画推進委員会（メンバー：自治会連合会，まち協，地区社協，民児協，福祉協力員連絡会，市社協等） → 「河内地区福祉のまちづくり計画」策定		
12月	第1回推進委員会 → 計画の実施に向けた，今後の方向性について検討を行った。		
令和 2年 7月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 第2層協議体について共通理解を図った。		
9月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		福祉のまちづくり計画策定にあたり実施した住民座談会の結果，福祉マップの活用	
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		「笑顔であいさつ運動」を通じた地域のつながりづくり - 市内各地の生活支援ボランティアに係る情報収集	
その他		「笑顔であいさつ運動」の周知活動 - 手作りマスクの配付を通じた地域のつながりづくり	

Ⅱ 取組事例

【笑顔であいさつ運動の実施】

内 容： 「笑顔であいさつ」をキーワードとして、小中学校や地域企業等、多様な関係者をまきこんだ、地域一丸となったあいさつ運動を展開することにより、地域住民のつながりづくりや、「向こう三軒両隣」の地域づくりを推進するもの

経 緯： 令和2年 7月 活動の展開方法について意見交換

9月 「あいさつの日」設定・協力依頼先・啓発方法について検討

→ 毎月1日を「あいさつの日」に設定する。

10月 チラシ・ポスター配付準備作業・のぼり旗デザイン検討

12月 岡本駅前にて「笑顔であいさつ運動」実施

【「笑顔であいさつ運動」の実施状況】

日 時 令和2年12月1日（火）7：00～8：00

場 所 JR岡本駅（西口・東口）

参加者 27名（福祉のまちづくり計画推進委員会委員，地域包括支援センター，市社協職員等）

JR岡本駅にて、立哨活動を行い、駅利用者や地域住民に対してあいさつの日の周知や「笑顔であいさつ」「声かけ」を行った。参加者は、お揃いのベストを着用し、のぼり旗やポスターを掲げながら活動を行った。（今後の立哨活動に係る頻度・場所等については検討中）

【立哨活動の様子】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

「笑顔であいさつ」をキーワードとした、助け合いの地域づくりに向けた意識の醸成

#

Ⅲ 協議体を設置して、良かったこと

自治会や地区社協，民児協等をはじめとした多様な関係者が集まり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

Ⅳ 今後の方向性

- ・ 「笑顔であいさつ運動」の継続的な実施，周知活動の展開
- ・ 生活支援ボランティアの検討

河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会設置運営要領

（設 置）

第1条 河内地区の小地域福祉活動推進の指針となる、福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画：以下「計画」という）の進行管理を行うことを目的に、河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次の通りとする。

- 2 計画の進行管理を行う。
- 3 計画の見直しを必要に応じて行う。

（委 員）

第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。

- 2 宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。
- 3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。

（役 員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 部会長 3名
 - (4) 副部会長 3名
- 2 副委員長は部会長を兼務する。
 - 3 本会に顧問を置くことができる。

（役員選出）

第5条 委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。

（職 務）

第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。
- 4 顧問は、委員長の諮問に応じ、本会運営に助言することができる。

(会 議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、委員会の承認を得る。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。

河内地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会設置運営要領の一部改正

新	旧
(設 置) 第1条 1 (略) (所掌事務) 第2条 1～3 (略) (委 員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。 2 <u>宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。</u> 3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。 (役 員) 第4条 <u>委員会に次の役員を置く。</u> (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 3名 (3) 部会長 3名 (4) 副部会長 3名 2 <u>副委員長は部会長を兼務する。</u> 3 <u>本会に顧問を置くことができる。</u> ※以下条文繰り下げ (役員選出) 第5条 <u>委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。</u> (職 務)	(設 置) 第1条 1 (略) (所掌事務) 第2条 1～3 (略) (委 員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会の職員等</u>をもって充てる。 <u>[追加]</u> 2 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。 (委員長及び副委員長) 第4条 1～3 (削除) <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u> <u>[追加]</u>

第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。 (会 議) 第5条 1 (略) (庶 務) 第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。 (その他) 第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、<u>委員会の承認を得る。</u> 附 則 この要領は、平成29年6月14日から施行する。 この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。 <u>この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。</u>	_____ _____ _____ _____ _____ (会 議) 第5条 1 (略) (庶 務) 第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課</u>が行う。 (その他) 第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議の<u>う</u> <u>え定めることとする。</u> 附 則 この要領は、平成29年6月14日から施行する。 この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。 _____ [追 加] _____ _____
--	---

清原地区	
I 協議体の概要	
名 称	清原地区第2層協議体
設置年月日	平成29年8月29日
開催頻度	12回/年
構成団体（◎：事務局）	
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター
○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 健康づくり推進委員会	○ 第2層生活支援コーディネーター
◎ その他（社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会）	
設置方式	
○ 新規設置	既存会議活用（ ）
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無
設置までの経緯	
時 期	内 容
平成29年 4月	地域づくりについてのセミナー（参加者：有志住民） → ワークショップを通じて、地域の助け合いについての理解促進を図った。
5月	勉強会①（参加者：自治会連合会、地区社協、民児協、福祉協力員連絡会、老人クラブ等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。
6月	民児協定例会 → 地域包括ケアシステム、第2層協議体について共通理解を図った。
7月	勉強会②（参加者：地区社協、民生委員、福祉協力員、公民館長、有志住民、包括、介護事業所（YMCA）、市社協等） → 助け合いについてのグループワークを通じて、第2層協議体の役割について理解を深めた。
8月	自治会連合会（単位自治会長約20名） → 協議体設置に向けた取組の経緯や今後の進め方について共通認識を図った。
〃	第2層協議体設置
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）	
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	・ 居場所・助け合いに関するアンケート調査の実施 ・ 住民向けアンケート報告会の開催
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	・ 単位自治会の地域性を踏まえた居場所の開設 ・ 有償ボランティアの試行、仕組みづくりについての検討
その他	・ SNSや広報誌を活用した周知活動

II 取組事例

【居場所づくり】

経緯：平成30年 8月 居場所・助け合いについてアンケート実施
 令和 元年 6月 協議体内に「居場所部会」、「生活支援部会」「運営部会」を設置
 話し合った内容を各自治会に持ち帰り、居場所立ち上げの準備
 (居場所候補地の検討、見学等)
 令和 元年 10月 「きずなカフェ いこいの杜」(第1号)開設
 令和 2年 1月 「清原台3丁目 おしゃべり会」(第2号)開設
 令和 2年 9月 「光が丘自治会 きずなカフェ」(第3号)開設

「きずなカフェ いこいの杜」



対象：地区内の住民
 (閉じこもりがちな高齢者を想定)
 開催場所：個人宅(元料亭)
 参加料：100円
 開催状況：月1回程度
 利用状況：毎回15人程度

「清原台3丁目 おしゃべり会」



対象：地区内の住民
 (子供から高齢者まで)
 開催場所：公民館
 参加料：無料
 開催状況：R2.1開催
 利用状況：第1回は17名程度

「光が丘自治会 きずなカフェ」



対象：自治会員
 開催場所：支援者の自宅
 参加料：100円
 開催状況：月1回程度
 利用状況：日を分け、5～6人ずつ
 開催

効果(検討中の場合は、期待する効果)

- ・ 閉じこもりがちな高齢者の外出に繋がった。
- ・ 小学生も参加し、地域住民の交流の場になった。

【アンケート報告会、きずなカフェのぼり旗の作成】



アンケート結果につ
 いて、地域住民や関係
 団体を集めて報告会を
 開催

【「きずなカフェ」のぼり旗】



III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ アンケートを実施したことにより、清原地区の現状や課題について把握することができ、ニーズに応じた取組を検討することができた。
- ・ 各単位自治会に合った居場所づくりを検討し、様々な形態の居場所の開設に繋げることができた。

IV 今後の方向性

- ・ これまでの事例を活かしながら、新たな居場所の設置や、担い手と参加者の募集方法などについて検討していく。
- ・ 有償ボランティアの本格稼働に向け、詳細な活動内容や、担い手と依頼者を繋ぐ仕組みづくり等について検討していく。
- ・ 第2層協議体の取組について、回覧や広報誌による周知活動のほか、インターネットを活用し、広く情報発信を行っていく。